

平成23年2月4日

千葉市長 熊谷 俊人 様

千葉市下水道事業包括的維持管理審査部会  
部会長 大迫 健一  
副部会長 瀧 和夫  
委員 佐久間水月  
委員 藤本 裕之

千葉市中央浄化センター等及び南部浄化センター等包括的維持管理委託について

標記について、千葉市下水道事業包括的維持管理審査部会において審議を行いましたので、別紙のとおり報告します。

千葉市下水道事業包括の維持管理審査部会

報告書

平成23年2月4日

## 目次

|   |                        |     |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 包括的管理委託導入の趣旨           | 1   |
| 2 | 千葉市下水道事業包括的維持管理審査部会の役割 | 1   |
| 3 | 総合評価一般競争入札による落札者決定手順   | 2   |
| 4 | 総合評価の方法                | 2   |
| 5 | 入札参加者                  | 1 3 |
| 6 | 総合評価結果                 | 1 3 |
| 7 | 落札候補者の選定               | 1 4 |
| 8 | 審議の概要                  | 1 5 |

## 1 包括的維持管理導入の趣旨

市は、平成20年度から中央・南部浄化センター及びポンプ場等において、3カ年の包括的維持管理を実施しているが、今後も下水道経営の健全化と業務の効率化を図るため、平成23年度から引き続き3カ年実施することとなった。

### (1) 委託業務名

- ア 中央浄化センター等包括的維持管理
- イ 南部浄化センター等包括的維持管理

### (2) 履行場所

- ア 千葉市美浜区新港69番地外
- イ 千葉市中央区村田町893番地外

### (3) 業務期間

業務期間：平成23年4月1日から平成26年3月31日まで  
\* 契約日から平成23年3月31日までを業務準備期間とする。

## 2 千葉市下水道事業包括的維持管理審査部会の役割

市は、本委託業務の受託業者選定にあたり「総合評価一般競争入札」の実施を検討していたが、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき学識経験者を有する者の意見聴取が必要とされる事項について、本部会が組織され審議を行ったものである。

### (1) 審査部会の設置

総合評価一般競争入札方式の適否、応募者に求める技術提案等に関する評価方法及び落札者決定基準、総合評価一般競争入札方式での落札候補者の選定などについて審議し千葉市に対して意見を述べるものである。

### (2) 委員の構成

|     |       |                       |
|-----|-------|-----------------------|
| 部会長 | 大迫 健一 | 元千葉工業大学教授             |
| 副部長 | 瀧 和夫  | 千葉工業大学教授              |
| 委員  | 佐久間水月 | 弁護士                   |
| 委員  | 藤本 裕之 | 日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所次長 |

### (3) 部会の開催状況

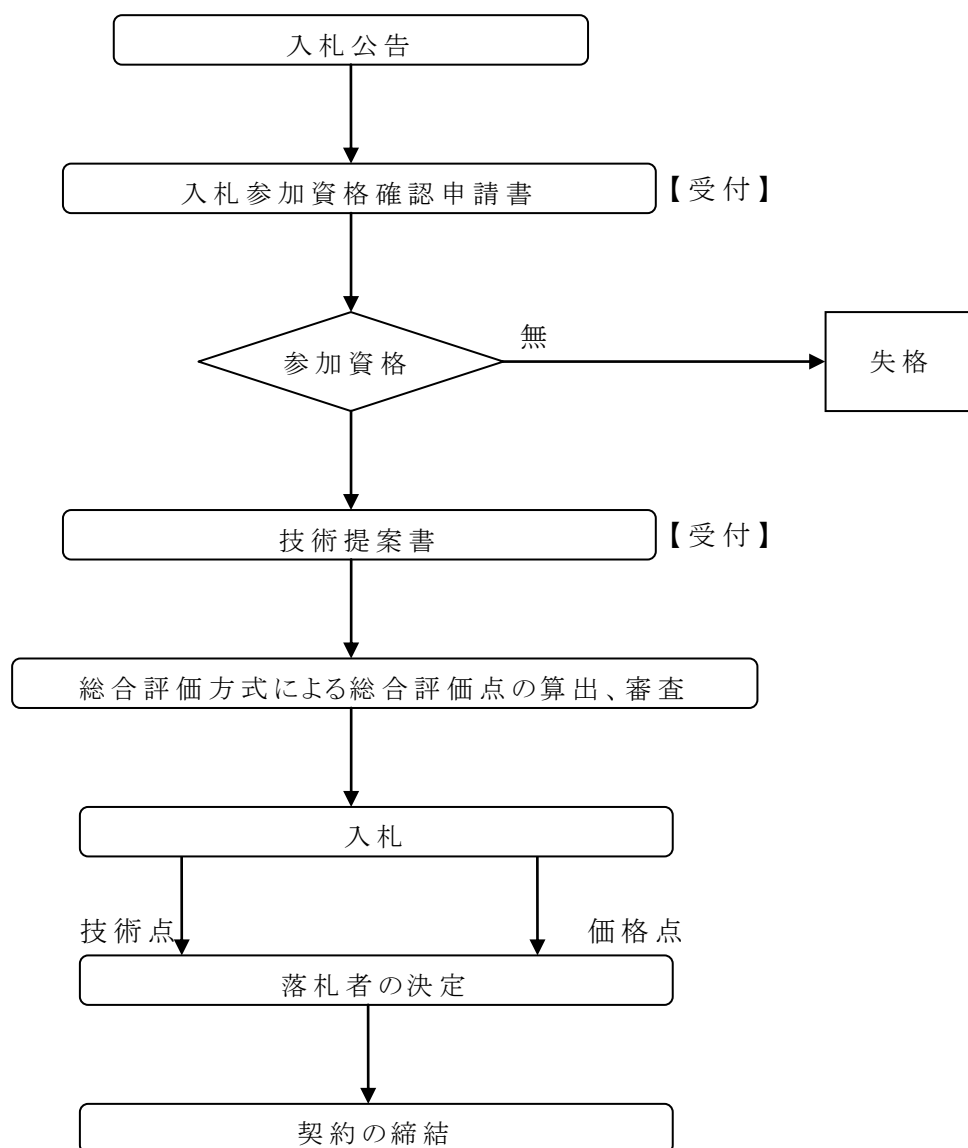
第1回平成22年10月8日

- ア 入札参加者資格基準の審議
- イ 技術提案書の評価項目と配点、及び落札者決定基準の審議

第2回平成23年1月14日

ア 技術提案評価書（案）の審議

### 3 総合評価一般競争入札による落札者決定手順



### 4 総合評価の方法

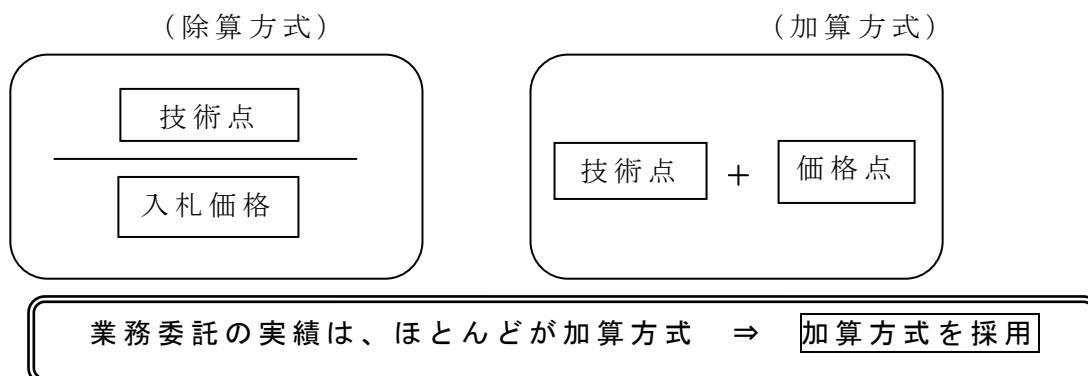
(1) 総合評価点の満点は1000点満点とし、価格の評価に関する配点（価格点）を500点、技術提案に関する配点（技術点）を500点とする。

理由 当該業務包括的委託の目的として、コスト縮減が求められていること、多くの市民にとって欠かすことのできない処理場、及びポンプ場の維持管理委託を適切に行うことが求められることから、価格点と技術点を同等とした。

(2) 総合評価は、加算方式で行う。

$$\text{総合評価点} = (\text{価格点}) + (\text{技術点})$$

除算方式と加算方式



(3) 価格の評価

価格の評価は、以下の計算式により価格点を算出して行う。

$$\text{A社の価格点 (500点満点)} = (\text{最低入札価格}) \div (\text{A社の入札価格}) \times 500$$

(小数点以下第1位を四捨五入した整数とする。)

(4) 技術提案書の評価

提案書に関する評価は、評価項目ごとに段階評価し素点を算出後、以下の計算式により技術点を算出して行う。

$$\text{素点} = (\text{各評価項目の配点}) \times (\text{評価率}) \text{の合計}$$

$$\text{A社の技術点 (500点満点)} = (\text{A社の素点}) \div (\text{素点最高点}) \times 500$$

(小数点以下第1位を四捨五入した整数とする。)

| 段階評価 | 評価の視点   | 評価率  |
|------|---------|------|
| A    | 特に優れている | 1.0  |
| B    | 優れている   | 0.75 |
| C    | 普通      | 0.5  |
| D    | 最低限の水準  | 0.25 |
| E    | 水準未達    | 0.0  |

(5) 落札候補者の決定

したがって、価格点と技術点を合計した総合評価点の最も高い応募者が落札候補者となる。

**特徴** : 価格点、技術点とも各1位の企業が、満点の500点を獲得する。

総合評価点の最も高い者が複数ある場合には、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。なお、当該者のうちくじを引かない者がある時は、当該入札事務に関係のない市の職員が代わりにくじを引き落札候補者を決定する。

#### (6) 技術提案の評価項目と配点

ア 中央浄化センター等包括的維持管理・評価項目及び配点（表一１）

イ 南部浄化センター等包括的維持管理・評価項目及び配点（表一２）

(ア) 評価項目は、業務受託者に対して要求すべき項目を設定した。

(イ) 評価項目に対する配点は、以下のような視点から、提案する。

##### a 配点が高いと考えた要素

（業務の的確かつ確実な遂行に欠くことのできない重要な要素、提案書中又は受託後に検証可能な項目として受託者への拘束条件となり、確実な履行が約束されるべき性質のもの）

(a) 組織体制、人員配置（具体的に配置される業務実施者の質及び量、マネジメント力）

(b) 自主管理基準の設定（性能要求に対する業務成果の質）

(c) 保守管理（施設及び施設機能の良好、健全な維持）

(d) 緊急時対応（対応能力として、準備体制、迅速性、判断力、行動力など）

##### b 配点が低いと考えた要素

（具体性が少なく一般論になり易いと考えられる項目、受託者自信にコストメリットが働く項目など委託者として留意をそれほど必要としないもの）

(a) 業務実施方針（基本方針で、具体的な業務の実施と直接的には結びつき難い）

(b) ユーティリティ調達管理（変動費の電力、薬品調達経費削減は受託者へのインセンティブ）

(c) 環境対策（悪臭や騒音は法規制として当然に守られるべき項目）

c 評価項目の配点は、前記2の特性を明確化して、設定を広くした、80～10点の範囲を提案する。

#### (7) 審査項目、着眼点による客観的審査基準

技術提案書の評価・審査における客観性を高めるため、技術提案の評価項目および小項目ごとに明示している「評価の視点」の分解を含めて、順次、審査項目、着眼点の設定まで3段階に細分化し、基本要素である着眼点を評価・数値化する方法を採用した。

この着眼点に対する評価・数値化したものを積み上げていくことで、落札者決定基準に示した小項目に対する客観的評価手法とした。

具体的な評価手順は次のとおりである。

ア 評価の視点、配点の細分化（第1段階）

評価の視点を、内容ごとに分解し、配点も内容の重要度、履行の確実性等を考慮した「重み付け」により分配する。

イ 審査項目の細分化（第2段階）

分解した評価の視点に対して、さらに細分化して複数の審査項目を設定し、評価対象をより具体化する。

ウ 着眼点の設定（第3段階）

審査項目を客観的に評価するため、審査項目の基本構成要素を抽出し、これを評価の着眼点として設定する。

エ 着眼点に対する評価により審査項目を評価する。

オ 評価項目の、小項目ごとに技術提案評価書（評価シート）を作成する。

（ア）細分化した評価の視点ごとに、評価平均値を算出。

（イ）評価平均値は、各審査項目の算術平均。

（ウ）ただし、自主管理基準の設定は、基準値の強化と設定ペナルティの2つの要素が相互に作用するため、相乗平均を採用。

カ 評価項目の評価は、分配点、評価平均値による加重平均を算出し、該当する段階評価（A）～（E）と、その評価率を決定する。

キ 決定した評価率により、技術提案書評価結果（素点）を決定する。



表一 1 中央浄化センター等包括的維持管理・評価項目及び配点

| 評価項目                        |                 | 評価の視点   | 配点 |
|-----------------------------|-----------------|---|----|
| I. 実施方針・体制の提案<br><br>(140点) | 1) 業務実施方針       | ① 公共下水道の意義、維持管理の目的・重要性・継続性、関係者による協働、市民ニーズ、実施にあたっての留意事項など浄化センター等の維持管理業務を高次元で達成するための実施方針の妥当性、及び財務状況の一般公開状況  | 10 |
|                             | 2) 組織体制及び人員配置計画 | ① 総括責任者の資格及び総括実務経験（規模を含む）。電気主任技術者（処理場）の選任、エネルギー管理員の選任（以上は配置予定者名の明示含む）、維持管理資格者の配置割合、及び資質能力向上策の具体性、妥当性<br>② 本業務を実施するための組織図の明示（明示できる場合は配置者名及び資格等）及び平日、休日、夜勤体制の明示と妥当性、並びに休日、夜勤時の連絡体制の明示。<br>③ 契約書第8条に基づいて、業務を再委託する場合の業務範囲、業者選定、目標設定、管理方法等の実施方針の具体性、妥当性<br>④ 業務開始日より適正に業務が執行されるための平成23年業務準備期間における体制、方法の具体性、妥当性 | 80 |
|                             | 3) 維持管理実績       | 実績の証明を添付できる、過去5年以内に2年以上の大規模施設の維持管理実績（現有能力、ただしマンホールポンプ場は施設数）の妥当性<br><br>① 水処理(合流式)、汚泥処理又は汚泥圧送（公道内1%濃度換算日量）の実績及び明示<br>② 雨水、汚水中継、集中管理式マンホールポンプ場（施設数）施設の実績及び明示<br>③ 合流式下水道に係る高速消毒の実績及び明示<br>④ 創意工夫、改善等の実績（水質悪化、事故等の発生対応等を含む）  | 50 |

| 評価項目                  |                       | 評価の視点   | 配点 |
|-----------------------|-----------------------|---|----|
| Ⅱ. 運転管理業務提案<br>(140点) | 1) 自主管理基準の設定          | 排水基準（COD、SS、T-N、T-P、大腸菌群数）に関する自主管理項目として、最大値及び平均値に対する提案基準の設定状況、及び実行性を保証する未達時の自主的ペナルティの設定状況（契約基準に対するペナルティ強化も可とする）の妥当性   | 80 |
|                       | 2) 運転操作・監視業務実施計画      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 処理場、汚泥圧送、ポンプ場施設の特性と能力の理解</li> <li>② 安定運転確保のための運転計画、記録管理等の具体性、妥当性</li> <li>③ 運転結果の評価、対処方法、委託者への報告等の具体性、妥当性</li> </ul> | 20 |
|                       | 3) 環境計測業務実施計画         | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 分析項目、頻度、精度管理、物品の管理、記録管理などの具体性、妥当性</li> <li>② 分析結果の評価、対処方法、委託者への報告等の具体性、妥当性</li> </ul>                                | 30 |
|                       | 4) ユーティリティ調達・管理業務実施計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① ユーティリティ物品の使用・消費状況に応じた調達契約、補給計画、管理責任者、記録管理方法など実施計画の具体性、妥当性</li> <li>② 調達先選定基準の具体性、妥当性</li> </ul>                      | 10 |

| 評価項目                 |                   | 評価の視点  | 配点 |
|----------------------|-------------------|--|----|
| Ⅲ．保守管理業務提案<br>(100点) | 1) 保守点検及び修繕業務実施計画 | <p>(保守点検)</p> <p>① 施設機能の保持、故障発生抑制に対する考え方、実施基準、日常・定期点検計画、機材準備、記録管理等実施計画の具体性、妥当性</p> <p>② 点検結果の評価、対処方法、委託者への報告等の具体性、妥当性</p> <p>(修繕)</p> <p>③ 経年劣化故障、偶発故障等に対する準備・実施体制（発生時初動対応から業務完了までの業務実施要領）の具体性、妥当性</p> <p>④ 外注先の選定方法、執行管理方法の具体性、妥当性</p> <p>⑤ 修繕結果に対する評価、対処方法、委託者への報告等の具体性、妥当性</p>                                | 70 |
|                      | 2) 施設管理業務実施計画     | <p>① 業務の理解・確認、実施時期、管理方法、委託者への報告等実施計画の具体性、妥当性</p> <p>② 外注先選定基準、継続的な対応など専門業者活用方法の具体性、妥当性</p> <p>③ 報告結果に対する評価、対処方法、委託者への報告等の具体性、妥当性</p>   | 30 |
| Ⅳ．緊急時対応提案<br>(80点)   | 1) 緊急時等への対応       | <p>① 大雨時の緊急連絡・招集体制、降雨情報等入手方法・予測方法、資機材等の準備体制、降雨レベルに応じた人員の増強配備、ポンプ場現場への人員配置、委託者への報告等の具体性、妥当性</p> <p>② 想定される異常流入の種類別緊急対応、緊急連絡・招集体制、外部対応、委託者への報告等の具体性、妥当性</p> <p>③ 停電、地震、火災、事故発生時の緊急連絡体制・招集体制・配備体制、被害状況調査・応急復旧などの対応方法、関係機関連絡協議、委託者への報告・協議、想定訓練の実施など対応の具体性、迅速性、妥当性</p> <p>④ 大雨、異常流入、停電、地震、火災、事故発生時の想定訓練計画の具体性、妥当性</p> | 80 |

|           |          |   |     |
|-----------|----------|---|-----|
| V. その他の提案 | 1)環境対策   | ① 電力、重油燃料等の削減など環境負荷低減対策の具体性、妥当性<br>② 悪臭・騒音防止などの環境保全対策及びその他独自の環境対策の具体性、妥当性<br>③ 委託者が運用中の千葉県環境マネジメントシステム（C-EMS）活動への協力方針 | 20  |
| (40点)     | 2)地域経済対策 | ① 電力を除くユーティリティ物品調達及び施設管理業務の発注予定額に対する市内業者への外注割合の具体性、妥当性<br>② 業務従事者に占める市内在住者雇用割合の具体性、妥当性<br>③ 地域社会への貢献の実績と計画            | 20  |
| 合計        |          |   | 500 |

表一 2 南部浄化センター等包括的維持管理・評価項目及び配点

| 評価項目                        |                 | 評価の視点   | 配点 |
|-----------------------------|-----------------|---|----|
| I. 実施方針・体制の提案<br><br>(140点) | 1) 業務実施方針       | ①公共下水道の意義、維持管理の目的・重要性・継続性、関係者による協働、市民ニーズ、実施にあたっての留意事項など浄化センター等の維持管理業務を高次元で達成するための実施方針の妥当性、及び財務状況の一般公開状況   | 10 |
|                             | 2) 組織体制及び人員配置計画 | ①総括責任者の資格及び総括実務経験（規模を含む）。第2種電気主任技術者（処理場）の選任、エネルギー管理員への管理士選任（以上は配置予定者名の明示含む）、維持管理資格者の配置割合、及び資質能力向上策の具体性、妥当性<br>②本業務を実施するための組織図の明示（明示できる場合は配置者名及び資格等）及び平日、休日、夜勤体制の明示と妥当性、並びに休日、夜勤時の連絡体制の明示。<br>③契約書第8条に基づいて、業務をを再委託する場合の業務範囲、業者選定、目標設定、管理方法等の実施方針の具体性、妥当性<br>④業務開始日より適正に業務が執行されるための平成23年業準備期間における体制、方法の具体性、妥当性。 | 80 |
|                             | 3) 維持管理実績       | 実績の証明を添付できる、過去5年以内に2年以上の大規模施設の維持管理実績（現有能力、ただしマンホールポンプ場は施設数）の妥当性<br><br>① 水処理、汚泥処理（重力濃縮、遠心・ベルト濃縮、嫌気性消化、遠心・スクリーン脱水）、汚泥焼却（流動床式、し渣混焼）の実績及び明示<br>② 過去5年以内に高度処理施設運転開始に従事した実績及び明示<br>③ 雨水、汚水中継、集中管理式マンホールポンプ場（施設数）施設の実績及び明示<br>④ 創意工夫、改善等の実績（水質悪化、事故等の発生対応等を含む）  | 50 |

| 評価項目                  | 評価の視点                 | 配点   |    |
|-----------------------|-----------------------|--|----|
| Ⅱ. 運転管理業務提案<br>(140点) | 1) 自主管理基準の設定          | <p>排水基準（COD、SS、T-N、T-P、大腸菌群数）に関する自主管理項目として、下記系列における最大値及び平均値に対する提案基準の設定状況、及び実行性を保証する未達時の自主的ペナルティの設定状況（契約基準に対するペナルティ強化も可とする）の妥当性</p> <p>【A系列】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（高度処理・標準法併用時において）最大値及び未達時のペナルティ設定</li> </ul> <p>【B系列】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大値と1回の平均値算出の評価期間の設定及び未達時のペナルティ設定</li> </ul> <p>【C系列】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転開始後6か月を経過後における契約基準未達時のペナルティ設定</li> </ul> | 80 |
|                       | 2) 運転操作・監視業務実施計画      | <p>①処理場、汚泥圧送、ポンプ場施設の特性と能力の理解</p> <p>②安定運転確保のための運転計画、記録管理等の具体性、妥当性</p> <p>③運転結果の評価、対処方法、委託者への報告等の具体性、妥当性</p>  | 20 |
|                       | 3) 環境計測業務実施計画         | <p>①分析項目、頻度、精度管理、物品の管理、記録管理などの具体性、妥当性</p> <p>②分析結果の評価、対処方法、委託者への報告等の具体性、妥当性</p>  | 30 |
|                       | 4) ユーティリティ調達・管理業務実施計画 | <p>①ユーティリティ物品の使用・消費状況に応じた調達契約、補給計画、管理責任者、記録管理方法など実施計画の具性、妥当性</p> <p>②調達先選定基準の具体性、妥当性</p>   | 10 |

| 評価項目                 |                   | 評価の視点  | 配点 |
|----------------------|-------------------|--|----|
| Ⅲ．保守管理業務提案<br>(100点) | 1) 保守点検及び修繕業務実施計画 | <p>(保守点検)</p> <p>⑥ 施設機能の保持、故障発生抑制に対する考え方、実施基準、日常・定期点検計画、機材準備、記録管理等実施計画の具体性、妥当性</p> <p>⑦ 点検結果の評価、対処方法、委託者への報告等の具体性、妥当性</p> <p>(修繕)</p> <p>⑧ 経年劣化故障、偶発故障等に対する準備・実施体制（発生時初動対応から業務完了までの業務実施要領）の具体性、妥当性</p> <p>⑨ 外注先の選定方法、執行管理方法の具体性、妥当性</p> <p>⑩ 修繕結果に対する評価、対処方法、委託者への報告等の具体性、妥当性</p>                                | 70 |
|                      | 2) 施設管理業務実施計画     | <p>① 業務の理解・確認、実施時期、管理方法、委託者への報告等実施計画の具体性、妥当性</p> <p>② 外注先選定基準、継続的な対応など専門業者活用方法の具体性、妥当性</p> <p>③ 報告結果に対する評価、対処方法、委託者への報告等の具体性、妥当性</p>   | 30 |
| Ⅳ．緊急時対応提案<br>(80点)   | 1) 緊急時等への対応       | <p>① 大雨時の緊急連絡・招集体制、降雨情報等入手方法・予測方法、資機材等の準備体制、降雨レベルに応じた人員の増強配備、ポンプ場現場への人員配置、委託者への報告等の具体性、妥当性</p> <p>② 想定される異常流入の種類別緊急対応、緊急連絡・招集体制、外部対応、委託者への報告等の具体性、妥当性</p> <p>③ 停電、地震、火災、事故発生時の緊急連絡体制・招集体制・配備体制、被害状況調査・応急復旧などの対応方法、関係機関連絡協議、委託者への報告・協議、想定訓練の実施など対応の具体性、迅速性、妥当性</p> <p>④ 大雨、異常流入、停電、地震、火災、事故発生時の想定訓練計画の具体性、妥当性</p> | 80 |

|                        |          |  |     |
|------------------------|----------|--|-----|
| V. その他の提案<br><br>(40点) | 1)環境対策   | ①電力、重油燃料等の削減、N <sub>2</sub> Oやダイオキシンの発生抑制、消化ガスの全量使用など環境負荷低減対策の具体性、妥当性<br>②悪臭・騒音防止などの環境保全対策及びその他独自の環境対策の具体性、妥当性<br>③委託者が運用中の千葉県環境マネジメントシステム(C-MS)活動への協力方針 | 20  |
|                        | 2)地域経済対策 | ①電力を除くユーティリティ物品調達及び施設管理業務の発注予定額に対する市内業者への外注割合の具体性、妥当性<br>②業務従事者に占める市内在住者雇用割合の具体性、妥当性<br>③地域社会への貢献の実績と計画  | 20  |
| 合計                     |          |  | 500 |

## 5 入札参加者

### (1) 中央浄化センター等包括的維持管理

ヴェオリア・西原千葉市中央浄化センター等包括的維持管理委託業務共同企業体

\*入札参加資格が的確であることを確認した。

### (2) 南部浄化センター等包括的維持管理

月島テクノメンテサービス株式会社

\*入札参加資格が的確であることを確認した。

## 6 総合評価結果

### (1) 価格点 【(最低入札価格/入札価格) × 500】

#### ア 中央浄化センター等包括的維持管理

|      | 入札価格(消費税抜き)    | 価格点  |
|------|----------------|------|
| 1001 | 1,640,000,000円 | 500点 |

#### イ 南部浄化センター等包括的維持管理

|      | 入札価格(消費税抜き)    | 価格点  |
|------|----------------|------|
| 2001 | 3,780,000,000円 | 500点 |



(2) 技術点 【(素点/素点最高点) × 500】 ※素点 = (各評価項目の配点 × 評価率) の合計

ア 中央浄化センター等包括的維持管理

|     |      |      |
|-----|------|------|
|     | 配点   | 1001 |
| 素点  | 500点 | 405点 |
| 技術点 | 500点 | 500点 |

イ 南部浄化センター等包括的維持管理

|     |      |      |
|-----|------|------|
|     | 配点   | 2001 |
| 素点  | 500点 | 390点 |
| 技術点 | 500点 | 500点 |

(3) 総合評価点

ア 中央浄化センター等包括的維持管理

|      |      |      |        |    |
|------|------|------|--------|----|
|      | 価格点  | 技術点  | 総合評価点  | 選定 |
| 1001 | 500点 | 500点 | 1,000点 | ○  |

イ 南部浄化センター等包括的維持管理

|      |      |      |        |    |
|------|------|------|--------|----|
|      | 価格点  | 技術点  | 総合評価点  | 選定 |
| 2001 | 500点 | 500点 | 1,000点 | ○  |

## 7 落札候補者の選定

(1) 中央浄化センター等包括的維持管理

1001番：(ヴェオリア・西原千葉市中央浄化センター等包括的維持管理委託業務共同企業体)

(2) 南部浄化センター等包括的維持管理

2001番：(月島テクノメンテサービス株式会社)

## 8 審議の概要

### 第1回委員会

千葉市における中央、南部浄化センター等の包括的維持管理委託の受託者選定にあたっては、複数年の契約期間中において安定的に施設を維持管理できる技術力と、創意工夫や効率化による維持管理費の抑制削減を求めるものであるため、技術力と価格を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式の導入が適当である旨、意見を申し述べた。

事務局から提案された、入札参加者に求める一定の技術力と入札における競争性の確保を考慮した入札参加者の資格基準、受託者に求める技術力を的確に評価するに必要な技術提案書評価項目と重み付けによる配点方法及び技術点と価格点の評価配分と採点方法などの落札者決定基準、ならびに技術提案書の評価者、審査方法などの審査手順について、公平性、透明性、妥当性などの観点から審議し、適切である旨、意見を申し述べた。

なお、技術提案の評価項目は客観的に判断できるので、千葉市において技術提案評価書(案)を作成し、次回委員会にて審議することとした。

### 第2回委員会

客観性を高めた技術提案書の具体的な審査基準・方法について審議し、妥当性を確認した後、事務局で評価採点した技術提案評価書(案)に対して、評価の方法、判断基準、具体的な評価結果など、様々な視点から中立的かつ公正に審議を行った。

その結果、応募企業からの技術提案書に対する評価結果は、両社ともに、12項目中9～10項目が、A（特に優れている）又はB（優れている）の評価で、かつ素点が、それぞれ405点、390点と普通以上の評価を得ていることから、包括的維持管理委託の目的を十分に達成できるものと判断された。

今回、中央・南部浄化センター共に入札参加者が各1者となったことから、この技術評価結果を受け、今後実施される入札価格が各々の予定価格の範囲内であれば、落札候補者とすることが妥当である旨、意見を申し述べた。